

令和7年度第1回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年4月15日（火）13：30～13：53
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員（WEB） 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は所用のため、本田委員がリモートでの参加となっております。御了承ください。

本日は、議案2件、協議事項3件、報告事項2件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち、協議事項3については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

教第1号議案 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

（福本教育長）

教第1号議案、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

（日出嶋学校経営支援課長）

改正点は2点ございます。

1点目は、就学事務システムを国が定める標準仕様に適合した新たなシステムへ移行す

ることに伴い、就学関係通知書等の様式変更を規則に反映させようとするものでございます。施行日は令和7年5月7日といたします。

2点目は、甲緑小学校・大原中学校の校区の一部地域及び下畑台小学校・桃山台中学校の校区の一部地域において街区が新設されたため、規則に反映させようとするものでございます。これらの施行日は公布の日からといたします。

(福本教育長)

本件について、御質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら採決を行います。教第1号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第2号議案 令和8年度使用教科用図書の採択要領について

(福本教育長)

教第2号議案、令和8年度使用教科用図書の採択要領について、事務局より説明をお願いします。

(藤井政策担当課長)

基本的な考え方としましては、神戸の教育が目指す人間像の実現に向けて策定している教育課程基準等に即して、教科書を適正かつ公正に採択していくということでございます。

1 (2) 採択に当たっての観点ですけれども、ア. 知識及び技能の習得のための工夫がなされていること。以下記載のとおりでございます。

2に採択の手続を記載してございます。小学校は令和5年度、中学校は令和6年度に採択した教科書を使用します。これについては4年間使用するということになります。

(3) 小・中特別支援学級及び特別支援学校小・中学部と、(4) 高等学校及び特別支援学校高等部については今年度も調査委員会等を設けまして、採択の手続を進めていくことになります。

3ページを御覧ください。採択の流れを記載してございます。例年どおりの流れではありますが、調査委員会、評価委員会等を設置しまして、更に教科書の法定展示を行うとい

うところでございます。下段に評価委員会、調査委員会について【 】で記載しておりますけれども、中ほどにあります【特別支援学級・特別支援学校用新規一般図書の調査研究の観点】の中に、先ほど申し上げました採択に当たっての観点に加えまして、特別支援学級・特別支援学校について、「障害の状態や発達段階に応じた学習に適していること。」「児童生徒の興味・関心への配慮がなされていること。」等の観点も含めて、採択の手続を進めていくとなっております。

4 ページには、採択に当たってのスケジュールを記載しています。5 ページには、高等学校、特別支援学校高等部の教科書採択の流れを記載しております。こちらについては、学校の中に教科書選定委員会を設置しまして、【選定する観点】が中ほどにありますけれども、高等学校の教育課程編成の手引き等々を含めて選定していくということになります。

最終ページには、高等学校及び特別支援学校高等部のスケジュールについて記載してございます。

(福本教育長)

本年度の教科書の採択要領について説明がありました。御質問等ございますか。

昨年度とほぼ同じようなスケジュールで今年度も実施するということですか。

(藤井政策担当課長)

はい。

(今井委員)

教科書の展示場所が高校は2か所のみで、小・中特別支援学級及び特別支援学校小・中学部は11か所ということですが、違いの理由はありますか。

(藤井政策担当課長)

展示については、法定の展示ということになります。3 ページの市内11か所については、昨年、一昨年に選定した小学校と中学校の教科書について全て展示を行い、継続して採択するということをお示しすることを予定しています。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。他に質問等ございませんか。

御意見がないようでしたら、採決を行います。教第2号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項 1 後援事務の運用について

(福本教育長)

協議事項 1、後援事務の運用について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

後援事務は、イベントや行事等で主催が〇〇、後援は●●といった形で記載されることに関して、承諾を行う事務でございます。神戸市教育委員会が後援するということは、市民の方にとっては、一定程度信頼ができる行事やイベントであるというお墨付きが得られているイベントのような形になると思います。後援事務につきましては、従来、後援事務取扱要綱に基づきまして、総務課を中心に、各課で対応しておりました。行事等を開催する団体からの申請を受け付けた場合、行事等の内容が要綱に定める「承諾の要件」に大きく逸脱していなければ、特に考えることなく承諾をしてきたということでございます。なお、芸術文化・スポーツ関係、例えば演奏会や発表会、野球等の大会等につきましては、神戸市の後援名義と併せて文化スポーツ局が受け付けており、総務課で対応してきております。状況としましては、過去に承諾した行事等の中には、教育委員会の所掌する事務に関連しないもの、また、教育委員会の中立性等を損なうおそれがあるもの、開催後に当該団体の勧誘につながるおそれがあるもの等、教育委員会として後援することが適切かどうか、多少疑義のあるものが散見されるような現状でございました。市民からも、後援名義を承諾しているけれども、本当に妥当なのかといったような御意見をいただいている案件もございます。また、後援名義の承諾を理由に、学校園に対してチラシ等の配布をしてほしいと依頼する団体もあり、中には学校も断り切れず、子供たちにチラシを配付している場合もございます。令和5年度の承諾件数は、文化スポーツ局経由のものも含めると761件となっております。令和6年度もほぼ同様の数字になろうかと思います。非常に多くなっていて、申請手続や問合せ等への対応に、職員が時間を取られているといった課題も生じているところでございます。

こういった現状を踏まえまして、後援事務については昨年度から順次見直しを行ってございます。

まず、一つ目としまして、教育委員会として適切な指標ができるよう、要綱の改正を今年の1月と4月に行ってございます。第3条、承諾の要件につきまして、条文に「委員会の中立性・公平性・公正性を損なうおそれがない場合に」という文言を追加させていただいております。具体的には、【参考】資料に取扱要綱を載せております。さらに、第1号

に「神戸市内で開催される行事であること」。第４号に「特定の主義主張の浸透を図るものでないこと」。第６号に「投資や金融に関する内容が含まれないこと」を追加しました。第７号の「営利を目的とする活動や特定の団体等の宣伝、勧誘に繋がるおそれがないこと」につきましては、文言を一部修正しており、適切に運用できるよう要綱の見直しを行ってございます。

また、この４月から後援事務の集約ということで、教育委員会として統一的な運用ができるようにすること。また、きちんとした明確な運用ができるようにすること、事務の効率化を図るということから、後援事務を総務課に集約しております。学校園に対しましては、団体からチラシ等の配布の要請があった場合は断っていただいて、必要に応じて事務局を案内するよう、通知文を発出しております。なお、行事等の広報につきましては、後援を承諾した場合は、その行事等について市のホームページに掲載しています。月に２回、市のホームページのリンクをすぐーるで配信し、広報の協力も行っております。引き続き必要に応じて運用の見直しを行うなど、後援事務を適切に運用しまして、教育委員会の信用や信頼を失わないように努めて参りたいと考えております。

（福本教育長）

後援事務の運用について、若干の変更があるということでございます。御質問等ございますか。

（山下委員）

適切な運営を更に図っていただけるということで、大変感謝申し上げます。手続等の集約に関して、総務課に集約されるということで良いことだと思っています。ただ、これまで課ごとに判断されていた中にも、一定程度のメリットがあったのではないかという気もします。そこに対しては、当たり前かもしれないですけど、各課と連携しながら、今回の運用を行っていくというようなことで理解してよろしいでしょうか。

（吉田総務課長）

そうですね。行事の内容につきましては、当然ながら一番よく知っているのはこれまで申請を受け付けてきた課になりますので、各課とも十分連携を図りながら、承諾について決めていきたいと考えております。

（福本教育長）

本件について、ほかに御質問等ございませんか。

例年承諾してもらっているということで後援を申し込まれる方も今後予想されますが、要綱に適さない場合は断っていく必要がありますね。

(吉田総務課長)

はい。順次断っております、中には何故なのか、ということでお問合せや質問をいただく場合もありますが、そこは丁寧に説明をしていきたいと思っております。

(福本教育長)

ほかに御質問等よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

報告事項 1 教育長の臨時代理による神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則について

(福本教育長)

報告事項 1、教育長の臨時代理による神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

1月27日の教育委員会会議におきまして、3ページ【参考2】の資料にありますとおり、神戸市置塩こども育成基金を市長部局に移管することに伴い、条例の改正を行うことについての意見聴取に対して、異議なしの意見決定をいただいております。その後、この条例につきましては、2月18日に条例案が市会に提出されまして、3月27日に可決、4月1日に施行されております。この条例改正に伴いまして、教育委員会規則である神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する必要がありますが、条例の可決から施行までの間が非常に短く、その間、教育委員会会議の開催がございましたので、1ページにありますとおり、3月31日付で神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則を、教育長の臨時代理により制定しまして、4月1日付で施行させていただいております。

(福本教育長)

本件について、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

報告事項 2 教育長の臨時代理による神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

報告事項 2、教育長の臨時代理による神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(都築学びの推進課長)

令和 6 年 9 月に策定しました、今後の幼稚園についての方針に沿って、現在休園中の 4 園を令和 6 年度末に閉園するというものです。閉園に当たり、3 月 27 日の議会において、設置条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、幼稚園則の一部を改正する規則を 4 月 1 日に制定しております。改正内容といたしましては、幼稚園の廃止に伴い、当該園区の地域において、教育・保育提供区域内のいずれの園にも入園可能とするというものです。こちらを臨時代理で制定させていただいております。

(福本教育長)

本件について、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項 2 学校生活のルールや決まりの見直しについて

(福本教育長)

協議事項 2、学校生活のルールや決まりの見直しについて、事務局より説明をお願いします。

(都築学びの推進課長)

学校生活のルールや決まりは、児童生徒が健全な学校生活を送る上で守るべき指針であり、規範意識の醸成に向けて教育的意義を有していると考えております。令和 3 年度よりガイドラインを策定し、各校で見直しを行っております。

令和 6 年度 of 取組状況ですが、校則の見直しに当たっては、児童生徒が話し合う活動や、子供の権利に係る職員研修及び学習指導を全校で行っております。校則の変更は既に見直しが進んでいるということもありまして、資料のとおり数字になっております。また、いわゆるブラック校則と言われる「肌着・靴下における色の過剰な制限」「ツープロック、ポニーテールの禁止」は中高ともなしとなっております。「登下校時の防寒対策として市販の防寒着を許可している」が 77 校で、5 校は許可している状態にまだなっておりませんので、令和 8 年度に向けて話し合いを進めていると聞いております。

今後の取組でございますが、明文化されていないもの、また、過剰な制限や形骸化、時

代に合わないものについては定期的に点検し、必要に応じて変更して参ります。見直しに当たっては、児童生徒がその必要性を主体的に考え、話し合う機会を設けることで、より教育的意義のある取組にして参ります。また、ガイドラインを毎年改訂していきたいと思いますが、今回は改訂する内容がございませんので、令和6年5月に改訂した内容で周知・徹底を図って参りたいと思います。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございます。

では、今後の方針以外の部分で御質問等ございませんか。

(今井委員)

こうやって整理していただくと、実際に変わったということがよく分かります。学校現場での生徒や保護者、あるいは先生方の受け止めや声等、届いていることがありましたら少し御紹介いただければと思います。

(都築学びの推進課長)

中学校生徒会等を通じて見直していく中で、当初は、子供たち自身が、これを変えていくことは本当に大丈夫か、というような意識があったと思いますが、子供の権利を勉強しながら丁寧に進めて参りましたので、特に大きな混乱はないというように聞いております。

(今井委員)

肯定的な意見があるということですか。

(都築学びの推進課長)

そうですね。地域の方からも、本当に校則を緩めて大丈夫か、という意見があったと聞いておりますが、そこも御理解いただいていると聞いておりますので、肯定的だと受け止めております。

(福本教育長)

ほかに御質問ございませんでしょうか。

ありがとうございました。

公開案件は以上となりますが、教育委員の皆様から教育委員会会議で取り上げるべき事項について、御意見はございますか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会13時53分